

## 平成 27 年第 1 回評価委員会 別添資料

- 平成 27 年度 県立病院機構評価委員会について P 1
- 地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方  
(新旧対照表) P 2
- 地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する  
評価基準 (新旧対照表) P 4
- 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標に係る業務実績に関する評  
価基準 (案) P 5
- 平成 26 年度業務実績評価 評価シート P 8
- 中期目標期間の評価 評価シート P 14

## 平成27年度 県立病院機構評価委員会について

### 1. 日程

○第1回 平成27年7月15日(水)

○第2回 平成27年8月18日(火)

場所：県立中央病院 看護研修室 18:30～

#### 議題

地方独立行政法人山梨県立病院機構 平成26年度業務実績報告及び評価

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第1期中期目標期間の実績報告及び評価

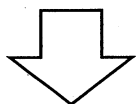
○第3回 平成28年1月(予定)

議題：平成27年度の業務実績について

### 2. 評価の方法について

評価基準で既に定めてあるもの

- ① 地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方
- ② 地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準



- ③ 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標期間に係る業務実績に関する評価基準 を策定
- ③の策定に併せ、①の一部改正(文言の整理)
- ②の評価基準に数値による評価を追加

### 3. 評価シートについて

2-②については、中期計画に記載されている41項目を評価

2-③については、中期目標に記載されている18項目を評価

第1回評価委員会での業務実績報告を受け、評価を行ない、備考欄に評価に当たって留意した点、評価書に記載を盛り込むべき事項などを記載

評価シートを事務局(医務課)にお送りいただき、第2回評価委員会までに事務局で評価書案を作成

※ 評価シートは、7月23日(木)までに、事務局へお送りください(電子データは評価委員会終了後お送りします。)

評価に当たってご確認したい点等ありましたら、事務局までご連絡ください。

現行	改正案	備考
<p>地方独立行政法人法第28条及び第30条の規定に基づいて地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。</p> <p>1. 評価の基本方針</p> <p>(1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。</p> <p>(2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。</p> <p>(3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。</p> <p>(4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <p>(5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。</p> <p>2. 評価の種類</p> <p>(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）</p> <p>年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。</p> <p>なお、各事業年度の半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の達成状況を確認する。</p> <p>(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）</p> <p>中期目標期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。</p> <p>なお、中期目標の達成状況を目標期間途中で確認し、その進捗を促すとともに、達成状況を次期中期目標に反映させるため、<u>3年経過時点で暫定的な評価を行う。</u></p>	<p>地方独立行政法人法第28条及び第30条の規定に基づいて地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の考え方に基づくものとする。</p> <p>1. 評価の基本方針</p> <p>(1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。</p> <p>(2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。</p> <p>(3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。</p> <p>(4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。</p> <p>(5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。</p> <p>2. 評価の種類</p> <p>(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）</p> <p>年度評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。</p> <p>なお、各事業年度の下半期時点において、年度計画の進捗や収支の状況を把握し、年度計画の進捗状況を確認する。</p> <p>(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）</p> <p>中期目標期間評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。</p> <p>なお、中期目標の達成状況を目標期間途中で確認し、その進捗を促すとともに、達成状況を次期中期目標に反映させるため、<u>必要に応じて3年経過時点で暫定的な評価を行う。</u></p>	<p>・上半期の実績報告ではなく、12月から1月に年度計画の達成状況を病院機構から評価委員に報告し、翌年度の事業評価の事前準備とする。</p> <p>・暫定評価は、評価委員会の意見を聴いて、必要に応じて開催する。</p>

現行	改正案	備考
<p>3. 評価の方法</p> <p>(1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時及び中期目標期間中途に実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(2) 「項目別評価」は、年度計画及び中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。</p> <p>(3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。</p> <p>(4) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。</p> <p>4. 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、自己評価を含む当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p> <p>(2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会を付与する。</p> <p>(4) 評価結果の公表 評価委員会は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。</p> <p>5. その他 この「基本的な考え方」については、評価委員会で協議し、改正することができるとともに、県ホームページにおいて公表する。</p>	<p>3. 評価の方法</p> <p>(1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時及び中期目標期間中途に実施する「中期目標期間評価」とも、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(2) 年度評価の「項目別評価」は、年度計画及び中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。</p> <p>(3) 中期目標期間の「項目別評価」は、中期目標の項目ごとに、法人がその実績を明らかにし、これをもとに評価委員会が評価を行う。「項目別評価」は、S・A～Dの5段階で評価を行う。</p> <p>(4) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況、中期目標の全体的な達成状況について総合的に評価する。</p> <p>(5) 「年度評価」及び「中期目標期間評価」に係る評価基準等は、別に定める。</p> <p>4. 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出 法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3ヶ月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p> <p>(2) 評価の実施 評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、総合的な評価を行う。</p> <p>(3) 意見申立て機会の付与 評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立て機会を付与する。</p> <p>(4) 評価結果の公表 評価委員会は、評価結果を確定した際には、結果を法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。</p> <p>5. その他 この「基本的な考え方」については、評価委員会で協議し、改正することができるとともに、県ホームページにおいて公表する。</p>	<p>・年度評価の評価方法</p> <p>・中期目標期間の評価方法⇒評価付けを行うかは機構とも相談（機構の判断）</p> <p>・文言の整理のため追加（中期目標期間の評価対象を明らかにした。）</p> <p>・項ズレ</p> <p>・中期目標期間終了時の報告書は、自己評価を行うかは機構の判断が必要なので、「自己評価」という文言を削除</p>

現 行

(別表)  
＜評価基準＞

評価	説明
S	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。</li> <li>・ 定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。</li> <li>・ 県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を實現している。</li> </ul>
A	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合</p>
B	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合</p>
C	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合</p>
D	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。</li> <li>・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。</li> </ul>

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。

改正案

(別表)  
＜評価基準＞

評価	説明
S	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。</li> <li>・ 定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。</li> <li>・ 県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を實現している。</li> </ul>
A	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合</p>
B	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合</p>
C	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合</p>
D	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。</li> <li>・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。</li> </ul>

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。

評価に付した数値は、評価に幅を持たせるためのものであり、各委員の数値による評価を踏まえ、SからDまでの評価を行う。

備考

○評価項目を5段階で評価することは、困難であることから、評価に幅を持たせるため数値による評価を行い、そのうえで評価を決定することとした。  
(各委員は5点満点で採点をし、その平均点に対応したS・A～Dの評価とする。)

(参考) 評価の都度、Sには届かないが、Aプラスという評価が妥当という意見があった。

(案)

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標に係る業務の実績に関する評価基準

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会  
平成 年 月 日 決定

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標に係る業務の実績に関する評価は、地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（平成22年7月28日山梨県地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会決定）に基づき、以下に示す評価方法により実施する。

### 1. 評価の趣旨

この評価は、中期目標期間における中期目標の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことで、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資するとともに、法人の業務運営の状況について、県民への説明責任を果たすものとする。

### 2. 評価の方法

評価は、評価委員会が法人から提出された中期目標期間における「業務実績報告書」をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

#### (1) 業務実績報告書

法人は、業務実績報告書に中期目標に対する業務の実績、目標達成に向けた取組の状況や今後の課題などを記述し、これを業務実績報告書（様式1）に記載し、評価委員会に報告する。

#### (2) 項目別評価

評価委員会は、中期目標の項目ごとに法人の業務実績報告書の内容について調査及び分析を行い、別表の評価基準に従って評価を実施し、これを業務実績評価書（様式2）にまとめる。また、特筆すべき点や遅れている点等があるときは、その状況を記述する。

### (3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から、中期目標の達成状況等を総合的に判断して記述による評価を実施し、これを業務実績評価書（様式2）にまとめる。

#### <観点>

##### ①総評

##### ②県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・医療の提供
- ・医療に関する調査研究
- ・医療に関する技術者の研修
- ・医療に関する地域への支援
- ・災害時における医療救護

##### ③業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

##### ④その他業務運営に関する事項

### 3. 評価日程及び提出書類

#### (1) 業務実績報告書の提出【6月末】

法人は、中期目標期間終了後3ヶ月以内に、別に定める業務実績報告書（様式1）を評価委員会に提出する。

#### (2) 評価の実施【7, 8月】

評価委員会は、法人からのヒアリング等を踏まえて報告書の内容を調査及び分析し、審議を通じて、項目別評価及び全体評価を取りまとめ、別に定める業務実績評価書（様式2）の原案を作成する。

#### (3) 評価の決定【8月】

評価委員会は、法人に業務実績評価書（様式2）の原案を提示するとともに、意見申立ての機会を付与し、法人からの意見を踏まえて、これを決定する。

#### (4) 業務実績評価結果の通知及び報告並びに公表【9月】

評価委員会は、業務実績評価書（様式2）が確定した際は、これを法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。

### 4. その他

この基準は、必要に応じて、評価委員会で協議し、改正することができる。

<別表：評価基準>

評価		説明
S	当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている（4.5以上～5.0以下）	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。</li> <li>・定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。</li> <li>・県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を実現している。</li> </ul>
A	当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている（3.5以上～4.5未満）	業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合
B	当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である（2.5以上～3.5未満）	業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合
C	当該事業年度における中期計画の実施状況が劣っている（1.5以上～2.5未満）	業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合
D	当該事業年度における中期計画の実施状況が著しく劣っており、大幅な改善が必要（1.5未満～）	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。</li> <li>・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。</li> </ul>

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。

評価に付した数値は、評価に幅を持たせるためであり、各委員の数値による評価を踏まえ、SからDまでの評価を行う。



評価委員お名前

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目		No.	法人の 評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
1 医療の提供 (1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院 ② 県立北病院	ア 救命救急医療	1	S		
	イ 総合周産期母子医療	2	A		
	ウ がん医療	3	S		
	エ 難病（特定疾病）医療	4	B		
	オ エイズ医療	5	B		
	カ 感染症医療	6	A		1
	ア 精神科救急・急性期医療	7	S		
	イ 児童思春期精神科医療	8	A		
	ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療	9	A		

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目		No.	法人の 評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
1 医療の提供	(2) 質の高い医療の提供	① 医療従事者の確保	ア 医師の育成・確保	S	
			イ 7対1看護体制の導入	A	
		② 医療の標準化と最適な医療の提供	ア クリニカルパスの推進	B	
			イ 診断群分類包括評価（DPC）の導入	S	
		③ 高度医療機器の計画的な更新・整備	14	A	

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目		No.	法人の 評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
1 医療の提供	(3) 県民に信頼される医療の提供	① 医療倫理の確立	B		
		② 患者・家族との信頼・協力関係の構築	B		
		③ 医薬品等に関する情報の確かな提供	A		
		④ 患者サービスの向上	A		
		⑤ 診療情報の適切な管理	A		
		⑥ 診療支援システムの充実	B		
		⑦ 医療安全に関する情報の収集・分析	B		
		ア リスクマネージャーの活用	B		
		イ 情報の共有化	B		

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目	No.	法人の評価	評価委員の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
2 医療に関する調査研究	23	S		

中期計画の項目	No.	法人の評価	評価委員の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
3 医療に関する技術者の研修	(1) 医療従事者の研修の充実	A		
	(2) 県内の医療水準の向上	B		

中期計画の項目	No.	法人の評価	評価委員の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
4 医療に関する地域への支援	(1) 地域医療機関との協体制度の強化	A		
	(2) 地域医療への支援	B		
	(3) 社会的な要請への協力	B		

○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の項目	No.	法人の 評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
5 災害時における医療救護	29	A		

○業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

中期計画の項目	No.	法人の 評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
1 簡素で効率的な運営体制の構築	30	A		
2 効率的な業務運営の実現	31	B		
3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減	32	A		
4 事務部門の専門性の向上	33	A		
5 経営参画意識を高める組織文化の醸造	34	A		
6 誇りや達成感をもって働くことのできる環境の整備	35	B		

○予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額

中期計画の項目	No.	法人の 評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
7 予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額	36	S		

○その他業務運営に関する事項

中期計画の項目	No.	法人の 評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
1 保健医療行政への協力	37	A		
2 法令社会規範の遵守	38	B		
3 積極的な情報公開	39	B		
4 移行前の退職給付金に関する事項	40	S		
5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項	41	A		

## 評価委員お名前

## ○県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期目標の項目		法人の 評価	評価委員 の評価	備考欄（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
1 医療の提供	(1) 政策医療の提供	S		
	(2) 質の高い医療の提供	S		
	(3) 県民に信頼される医療の提供	B		
2 医療に関する調査研究	S			
3 医療に関する技術者の研修	(1) 医療従事者の研修の充実	A		
	(2) 県内の医療水準の向上	B		
4 医療に関する地域への支援	(1) 地域医療機関との協体制度の強化	A		
	(2) 地域医療への支援	B		
	(3) 社会的な要請への協力	B		
5 災害時における医療救護	A			

## ○業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

中期目標の項目	法人の評価	評価委員の評価	備考欄（評価についてのお考え・ご意見などお書き下さい）
1 簡素で効率的な運営体制の構築	A		
2 効率的な業務運営の実現	B		
3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減	A		
4 事務部門の専門性の向上	A		
5 経営参画意識を高める組織文化の醸造	A		
6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備	B		



## ○業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

中期目標の項目	法人の 自己評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などありましたらお書き下さい）
1 予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額	S		

## ○その他業務運営に関する事項

中期目標の項目	法人の 自己評価	評価委員 の評価	特記事項（評価についてのお考え・ご意見などありましたらお書き下さい）
その他業務運営に関する事項	B		